

契約締結前の電気のご契約に関する重要事項（高圧・特別高圧）

	(新) 電気のご契約に関する重要事項（高圧・特別高圧）	(旧) 電気のご契約に関する重要事項（高圧・特別高圧）
<p>電気料金</p>	<p><b>5. 電気料金</b></p> <p>毎月の電気料金は、(i)常時供給電力、(ii)予備電力、(iii)自家発補給電力および(iv)契約超過金について算定した料金の合計金額に、(v)再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額を加えたものになります。(i)～(iii)の料金は、それぞれ、「基本料金」と「電力量料金（燃料費調整額<sup>※1</sup>を含みます。）」の合計額となります。</p> <p><u>燃料費調整額は、液化天然ガス・石炭等の価格（以下「燃料価格」といいます。）および日本卸電力取引所における電力の市場価格の変動に応じて、電気料金を毎月調整するものです。燃料価格は市場や為替等の外的要因により変動します。なお、燃料価格や市場価格の高騰等によっては、燃料費調整額が大きくなることもあり、電気料金が大きく変動する可能性があります。</u></p> <p><u>※1:燃料費調整額＝燃料費調整単価<sup>※2</sup>×使用電力量</u></p> <p><u>※2:燃料費調整単価（税込）の計算方法は次のとおりといたします。</u></p> <p><u>燃料費調整単価＝（平均燃料価格－42,000円）×基準単価÷1,000＋卸市場単価</u></p> <p><u>基準単価は、特別高圧電力は19銭3厘、高圧電力は19銭6厘といたします。なお、燃料費調整単価および卸電力単価は銭単位とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。実際に適用される燃料費調整単価は当社ホームページからご確認ください。</u></p> <p>なお、算定期間が1か月に満たない場合、基本料金を日割計算いたします。また、予備電力については、力率による割引または割増しはありません。</p> <p>基本料金単価、電力量料金単価は需給契約書等に記載し、割引額の算定、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に関しては、電気需給約款に定めるところによるものといたします。</p>	<p><b>5. 電気料金</b></p> <p>毎月の電気料金は、(i)常時供給電力、(ii)予備電力、(iii)自家発補給電力および(iv)契約超過金について算定した料金の合計金額に、(v)再生可能エネルギー発電促進賦課金の金額を加えたものになります。(i)～(iii)の料金は、それぞれ、「基本料金」と「電力量料金（燃料費調整額を含みます。）」の合計額となります。</p> <p><u>原油・液化天然ガス・石炭の価格（以下「燃料価格」といいます。）の変動に応じて、燃料費調整額（燃料費調整単価<sup>(注)</sup>×使用電力量）として電気料金を毎月調整いたします。なお、燃料価格の高騰等によっては、燃料費調整額が大きくなることもあり、電気料金が大きく変動する可能性があります。</u></p> <p><u>(注) 貿易統計にもとづく3か月の平均燃料価格と、基準燃料価格（45,900円/k1）に差が生じた場合に、その差額にもとづき算定いたします。なお、燃料費調整単価は銭単位とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。実際に適用される燃料費調整単価は当社ホームページからご確認ください。</u></p> <p>なお、算定期間が1か月に満たない場合、基本料金を日割計算いたします。また、予備電力については、力率による割引または割増しはありません。</p> <p>基本料金単価、電力量料金単価は需給契約書等に記載し、割引額の算定、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に関しては、電気需給約款に定めるところによるものといたします。</p>
<p>契約電力</p>	<p><b>7. 契約電力</b></p> <p>(1) 特別高圧業務用電力、特別高圧電力、契約電力500キロワット以上の高圧業務用電力、契約電力500キロワット以上の高圧電力、業務用自家発補給電力および自家発補給電力の契約電力は、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）</u>との協議のうえ、決定させていただきます。</p> <p>(2) 契約電力500キロワット未満の高圧業務用電力および高圧電力の各月の契約電力は、原則としてその1か月の最大需要電力とその月の前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たに電気の供給を受ける場合、料金適用開始の日以降12か月の期間の各月の契約電力は、その1か月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。</li> <li>○ 契約受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む1か月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1か月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1か月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1か月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。</li> <li>○ 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1か月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12か月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者</u>との協議に</li> </ul>	<p><b>7. 契約電力</b></p> <p>(1) 特別高圧業務用電力、特別高圧電力、契約電力500キロワット以上の高圧業務用電力、契約電力500キロワット以上の高圧電力、業務用自家発補給電力および自家発補給電力の契約電力は、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者</u>との協議のうえ、決定させていただきます。</p> <p>(2) 契約電力500キロワット未満の高圧業務用電力および高圧電力の各月の契約電力は、原則としてその1か月の最大需要電力とその月の前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たに電気の供給を受ける場合、料金適用開始の日以降12か月の期間の各月の契約電力は、その1か月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。</li> <li>○ 契約受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む1か月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1か月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1か月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1か月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。</li> <li>○ 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1か月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12か月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1か月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者</u>との協議に</li> </ul>

	(新) 電気のご契約に関する重要事項 (高圧・特別高圧)	(旧) 電気のご契約に関する重要事項 (高圧・特別高圧)
	<p>操業度等を基準として、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者等</u>との協議によって定めた値といたします。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>よって定めた値といたします。</p> <p>(3) (略)</p>
工事費等	<p><b>8. 工事費等</b></p> <p><u>託送供給等約款およびその他の供給条件等 (以下「託送約款等」といいます。)</u>にもとづいて工事費負担金等お客さまに電気を供給することに関連して<u>一般送配電事業者等</u>から請求を受けた場合は、お客さまは当社の請求に応じ、当該工事費負担金等およびその支払いに必要な手数料を支払っていただくものといたします。</p>	<p><b>8. 工事費等</b></p> <p><u>託送供給等約款</u>にもとづいて工事費負担金等お客さまに電気を供給することに関連して<u>一般送配電事業者</u>から請求を受けた場合は、お客さまは当社の請求に応じ、当該工事費負担金等およびその支払いに必要な手数料を支払っていただくものといたします。</p>
計量および料金の算定	<p><b>10. 計量および料金の算定</b></p> <p>(1) お客さまが使用する電力量、最大需要電力および力率は、電力量計の故障等によって正しく計量できなかった場合を除き、<u>一般送配電事業者等</u>が設置した記録型計量器により計量いたします。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 料金計算は、原則として毎月3営業日から第5営業日までに行います。<u>一般送配電事業者等</u>より電力量、最大需要電力および力率の提供が遅れた場合には、原則として第5営業日に料金計算を行います。なお、営業日とは、当社が定める休日以外の日をいいます。</p>	<p><b>10. 計量および料金の算定</b></p> <p>(1) お客さまが使用する電力量、最大需要電力および力率は、電力量計の故障等によって正しく計量できなかった場合を除き、<u>一般送配電事業者</u>が設置した記録型計量器により計量いたします。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 料金計算は、原則として毎月3営業日から第5営業日までに行います。<u>一般送配電事業者</u>より電力量、最大需要電力および力率の提供が遅れた場合には、原則として第5営業日に料金計算を行います。なお、営業日とは、当社が定める休日以外の日をいいます。</p>
お客さま側の保安等に関するご協力	<p><b>12. お客さま側の保安等に関するご協力</b></p> <p>電気の需給にあたり、<u>一般送配電事業者等</u>が定める<u>託送約款等</u>に規定された内容を遵守していただきます。<u>託送約款等</u>には次のようなお客さまにお守りいただく事項等がございます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社および<u>一般送配電事業者等</u>は、必要な業務のために、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合等には、その旨を当社および<u>一般送配電事業者等</u>に通知していただきます。</p>	<p><b>12. お客さま側の保安等に関するご協力</b></p> <p>電気の需給にあたり、<u>一般送配電事業者</u>が定める<u>託送供給等約款</u>に規定された内容を遵守していただきます。<u>託送供給等約款</u>には次のようなお客さまにお守りいただく事項等がございます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社および<u>一般送配電事業者</u>は、必要な業務のために、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合等には、その旨を当社および<u>一般送配電事業者</u>に通知していただきます。</p>
料金の変更	<p><b>13. 料金の変更</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の協議が不調のまま推移した場合、当社は、契約期間の満了前であっても、協議の開始日から<u>3か月</u>を経過したときをもって需給契約を解約できるものとします。この場合、お客さまは他の小売電気事業者へ電気供給を申込み、当社はその手続に必要な協力を行うものとします。</p>	<p><b>13. 料金の変更</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)の協議が不調のまま推移した場合、当社は、契約期間の満了前であっても、協議の開始日から<u>2か月</u>を経過したときをもって需給契約を解約できるものとします。この場合、お客さまは他の小売電気事業者へ電気供給を申込み、当社はその手続に必要な協力を行うものとします。</p>
お客さまからの申し出による契約の変更・解約	<p><b>14. お客さまからの申し出による契約の変更・解約</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者等</u>との協議のうえ、すみやかに契約電力を定めるものといたします。</p>	<p><b>14. お客さまからの申し出による契約の変更・解約</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と<u>一般送配電事業者</u>との協議のうえ、すみやかに契約電力を定めるものといたします。</p>
契約変更・解約に伴う費用	<p><b>15. 契約変更・解約に伴う費用</b></p> <p>(1) 契約電力の変更</p> <p>お客さまからの申し出による契約電力の減少が、需給開始日、需給契約更新日、または契約電力を増加された日から1年に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、お客さまは需給開始日、需給契約更新日、または契約電力を増加された日から契約電力を減少させる日の前日までの期間の料金について、契約電力の減少分につき、基本料金および電力量料金の20%割増したものを適用し、お客さまが当社に支払った金額との差額を別途当社に支払っていただきます。なお、精算</p>	<p><b>15. 契約変更・解約に伴う費用</b></p> <p>(1) 契約電力の変更</p> <p>お客さまからの申し出による契約電力の減少が、需給開始日、需給契約更新日、または契約電力を増加された日から1年に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、お客さまは需給開始日、需給契約更新日、または契約電力を増加された日から契約電力を減少させる日の前日までの期間の料金について、契約電力の減少分につき、基本料金および電力量料金の20%割増したものを適用し、お客さまが当社に支払った金額との差額を別途当社に支払っていただきます。なお、精算</p>

	(新) 電気のご契約に関する重要事項 (高圧・特別高圧)	(旧) 電気のご契約に関する重要事項 (高圧・特別高圧)
	<p>の対象とする使用電力量は、契約電力の減少分とそれ以外の部分との比で按分した値といたします。</p> <p>また、これに伴い、<u>一般送配電事業者等</u>の供給設備等に関し臨時工事費が発生した場合は、その実費をお客さまに負担していただきます。</p> <p>(2) 契約の解約</p> <p>お客さまからの申し出による解約が、需給開始日、需給契約更新日、または契約電力を増加された日から1年に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、お客さまは需給開始日、需給契約更新日、または契約電力を増加された日から解約日の前日までの期間の料金について、基本料金および電力量料金の20%割増ししたものを適用し、お客さまが当社に支払った金額との差額を別途当社に支払っていただきます。なお、精算の対象とする使用電力量は、契約電力の減少分とそれ以外の部分との比であん分した値といたします。また、これに伴い、<u>一般送配電事業者等</u>の供給設備等に関し臨時工事費が発生した場合は、その実費をお客さまに負担していただきます。</p>	<p>の対象とする使用電力量は、契約電力の減少分とそれ以外の部分との比で按分した値といたします。</p> <p>また、これに伴い、<u>一般送配電事業者</u>の供給設備等に関し臨時工事費が発生した場合は、その実費をお客さまに負担していただきます。</p> <p>(2) 契約の解約</p> <p>お客さまからの申し出による解約が、需給開始日、需給契約更新日、または契約電力を増加された日から1年に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、お客さまは需給開始日、需給契約更新日、または契約電力を増加された日から解約日の前日までの期間の料金について、基本料金および電力量料金の20%割増ししたものを適用し、お客さまが当社に支払った金額との差額を別途当社に支払っていただきます。なお、精算の対象とする使用電力量は、契約電力の減少分とそれ以外の部分との比であん分した値といたします。また、これに伴い、<u>一般送配電事業者</u>の供給設備等に関し臨時工事費が発生した場合は、その実費をお客さまに負担していただきます。</p>
当社からの契約の解約	<p><b>16. 当社からの契約の解約</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>一般送配電事業者等</u>により電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(13) 需給約款等および<u>託送約款等</u>、法令、条例、規則等に反した場合</p> <p>(14) (略)</p>	<p><b>16. 当社からの契約の解約</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>一般送配電事業者</u>により電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(13) 需給約款等および<u>託送供給等約款</u>、法令、条例、規則等に反した場合</p> <p>(14) (略)</p>
その他	<p><b>18. その他</b></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 当社は、契約手続きに際しお伺いしたお客さまの情報を、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、<u>一般送配電事業者等</u>、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関と共同利用いたします。</p> <p>(9)～(10) (略)</p>	<p><b>18. その他</b></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 当社は、契約手続きに際しお伺いしたお客さまの情報を、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、<u>一般送配電事業者</u>、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関と共同利用いたします。</p> <p>(9)～(10) (略)</p>